

平成26年第2回八雲町議会定例会会議録（第3号）

平成26年6月12日

○議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 八雲町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 八雲町木彫り熊資料館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 八雲町火災予防条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 平成26年度八雲町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 7 | 報告第 1 号 平成25年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について |
| 日程第 8 | 報告第 2 号 平成25年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰越について |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 工事請負契約の締結について |
| 日程第10 | 発議第 1 号 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議について |
| 日程第11 | 発議第 2 号 平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書 |
| 日程第12 | 発議第 3 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率拡充に向けた意見書 |
| 日程第13 | 発議第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第14 | 発議第 5 号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書 |
| 日程第15 | 発議第 6 号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに慎重審議を求める意見書 |
| 日程第16 | 発議第 7 号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書 |
| 日程第17 | 発議第 8 号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書 |
| 日程第18 | 発議第 9 号 「消費税10%」実施の中止を求める意見書 |
| 日程第19 | 発議第10号 教育委員会制度「改革」の中止を求める意見書 |
| 日程第20 | 発議第11号 労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改正に反対する意見書 |
| 日程第21 | 発議第12号 「手話言語法」制定を求める意見書 |
| 日程第22 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について |

○出席議員（15名）

1番	佐藤智子君	2番	横田喜世志君
4番	岡島敬君	5番	三澤公雄君
6番	掛村和男君	7番	田中裕君
8番	赤井睦美君	9番	牧野仁君
10番	大久保建一君	11番	宮本雅晴君
副議長	12番 千葉隆君	13番	岡田修明君
	14番 黒島竹満君	15番	斎藤實君
議長	16番 能登谷正人君		

○欠席議員（1名）

3番 安藤辰行君

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長	植杉俊克君	総務課長	山形広己君
企画振興課長	萬谷俊美君	併選挙管理委員会事務局長	
兼行財政改革推進室長		情報政策室長	吉田邦夫君
財務課長	梶原雄次君	兼新幹線推進室長	
兼収納対策室長		会計管理者	中野勝弘君
住民生活課長	山田耕三君	兼会計課長	
農林課長	佐藤隆雄君	保健福祉課長	前小屋忠信君
併農業委員会事務局長		水産課長	横山隆久君
商工観光労政課長	岡島建夫君	商工観光労政課参事	藤牧直人君
建設課長	河田實君	公園緑地推進室長	半谷広志君
環境水道課長	九十田亨君	落部支所長	柴田幸一君
教育長	瀧澤誠君	教育委員長	都築享子君
		社会教育課長	
学校教育課長	荻本和男君	兼図書館長	城近真君
		郷土資料館長	
		町史編さん室長	
体育課長	浅井敏彦君	学校給食センター所長	沢野治君
農業委員会会長	三輪聰君	監査委員	千田健悦君
総合病院事務長	齋藤真弘君	総合病院管理課長	成田耕治君
総合病院医事課長	五十川厚子君	総合病院建設企画課長	鈴木敏秋君
消防長	大泉達雄君	八雲消防署長	桜井功一君
八雲消防署管理課長	大淵聡君	八雲消防署消防課長	伊丸岡徹君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	牧茂樹君	住民サービス課長	輪島光昭君
産業課長	井口啓吉君	熊石教育事務所長	池田大蔵君
海洋深層水推進室長		熊石国保病院事務長	桂川芳信君
熊石消防署長	手塚剛君		

○出席事務局職員

事務局長	鈴木明美君	議事係長	戸田淳君
併監査委員事務局長		併監査委員事務局監査係長	
庶務係主任	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係主任			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

- 議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は15名です。
よって、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に掛村和男君と宮本雅晴君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより局長より諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（鈴木明美君） 御報告いたします。
本日の会議に町長より追加議案1件が提出されております。
また議員発議によります特別委員会設置決議が1件。意見書案が11件。議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。
なお、事前に配付をしております議案書に一部誤りがございましたので、机上配付の正誤表のとおり訂正をお願いいたします。
本日の会議に安藤辰行議員、欠席する旨の届け出がございます。以上でございます。

◎ 日程第2 議案第1号

- 議長（能登谷正人君） 日程第2 議案第1号八雲町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
○住民生活課課長（山田耕三君） 議長、住民生活課課長。
○議長（能登谷正人君） 住民生活課課長。
○住民生活課課長（山田耕三君） 議案第1号、八雲町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。
議案書1ページであります。あわせて概要説明書2ページをご覧ください。
このたびの改正は子育て支援の一環で子育て世代の医療費の負担軽減を図り、乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、医療費助成の拡大を行うものでありますが、今回の拡大は年齢の拡大ではなく助成内容の拡大となっております。
概要説明書の概要説明の1改正内容の区分別にご説明すると、0歳から2歳及び3歳から5歳の非課税世帯は受診時一部負担金から自己負担なしに。3歳から4歳の課税世帯も受診時一部負担金から自己負担なしに。5歳以上の課税世帯は医療費の1割負担から自己

負担なしに改正しようとするものです。

これによりまして町の単独助成は区分の上から受診時一部負担金相当額、中段は医療費の1割相当額、下段は同じく医療費の1割相当額となるものであります。

次に改正条例案にそってご説明いたします。

第3条第3号の改正は受給者の所得制限の改正で、未就学児については所得制限を廃止し、入院等に係る助成を行っている小学生については、従前どおりの所得制限とするものであります。第5条の改正は助成の範囲の改正で未就学時については、入院・通院とも自己負担なしの全額助成とし、入院等に係る助成の小学生については従前どおりとする改正であります。附則は施行期日を平成26年10月1日からとするもので、適用区分については平成26年10月1日以後の医療費から適用するものであります。この助成拡大に係る費用については、議案第5項で補正予算をお願いしておりますが、医療費半年分で約600万円を想定してございます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第2号八雲町木彫り熊資料館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○郷土資料館長（城近 眞君） 議長、郷土資料館長。

○議長（能登谷正人君） 郷土資料館長。

○郷土資料館長（城近 眞君） 議案第2号八雲町木彫り熊資料館条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案書3ページをお開きください。

本件は3月に開催されました第1回八雲町議会定例会におきまして、八雲町木彫り熊資料館条例が議決され4月1日を持って施行されておりますが、議会におきまして第3条の八雲町木彫り熊資料館の行う業務に、技術の伝承や後継者の育成を加えるべきではないかと指摘を受け、6月の定例会で一部改正することとされたものであります。

現行と改正後を記載しておりますが、第3条第1項第4号の次に第5号として木彫り熊技術の伝承及び後継者を育成することを加え、現行の第5号を第6号といたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第3号八雲町火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○消防本部消防課長（伊丸岡 徹君） 議長、消防本部消防課長。

○議長（能登谷正人君） 消防本部消防課長。

○消防本部消防課長（伊丸岡 徹君） それでは八雲町火災予防条例の一部改正について第3号議案でございます。提案を説明させていただきます。概要説明書をご覧ください。

今回の改正は平成25年8月に京都府福知山市での花火大会会場での火災を踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、対象火気器具等の取扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため大規模な催しを主催するものに対して防火担当者の選任、火災予防上必要な業務計画の作成を義務づけるものです。

それらに伴い、八雲町火災予防条例の一部を改正しようとするものであります。

続いて議案書4ページをご覧ください。まず目次ですが、第6章避難管理41条から49条。第6章避難管理41条から49条。第6章の2屋外催しに係る防火管理49条の2から49条の3に改めます。

次に液体燃料を使用する器具第18条第1項第9号の次に9号の2が追加されました。これは火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生の恐れのある器具の取り扱いの基準に関する事項として祭礼・縁日・花火大会・展示会その他の多数のものを集合する催しに際して使用する場合には、消火器を準備した上で使用することが追加となりました。そ

れに伴って固体燃料を使用する器具 19 条第 2 項中、第 9 号を第 9 号の 2 に改め、電気を熱源とする器具第 21 条第 2 項中及び第 9 号を第 9 号及び第 9 号の 2 に改め使用に際し、火災の発生の恐れのある器具第 22 条中及び第 9 号を第 9 号及び第 9 号の 2 に改め、それぞれ 18 条の規定を準用いたします。

次に 5 ページをご覧ください。新たに第 6 章の 2 屋外催しに係る防火管理が追加されました。第 49 条の 2、指定催しの指定。第 49 条の 3、屋外催しに係る防火管理が追加されました。49 条の 2、指定催しの指定でございますが、これは祭礼・縁日・花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防庁が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命等に特に重大な被害を与える恐れがあると認めるものを指定催しとして指定しなければならないこととしたこと。

また指定した際に主催者等に通知することと、手続に関することを定めたものです。ここで消防庁が定める要件でございますが、これは国より運用基準が示されており 1 日当たりの人出予想が 10 万人以上で、露天等の出店数が 100 以上と示されております。

ちなみに札幌市では 2 件、函館市では 1 件を指定催しとして指定する予定だそうです。近隣町村では国の示す基準どおりの大規模な催しの開催は無いので、指定する指定催しはありませんとのこと。

また、八雲町でも国の示す基準の催しは現在のところございませんが、要件については国が示した基準のとおり定めていく予定です。第 49 条の 3 屋外催しに係る防火管理でございます。49 条の 2 の指定催しを主催するものは防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、計画に従って火災予防上必要な業務を行わせなければならないこととなりました。

また、当該催しを開催する日の 14 日前までに当該計画書を消防署に提出しなければならないと定めたものです。

次に 6 ページをご覧ください。火災と紛らわしい煙等を発する恐れのある行為の届け出等として第 52 条第 1 項第 8 号の次に 9 号が追加されました。これは祭礼・縁日等多数の者の集合する催しに対象火気器具を使用する露店を開設する場合に、届け出が必要となったということです。罰則として第 55 条第 1 項第 3 号の次に第 4 号を追加。これは 49 条の 3 第 1 項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかったものに罰則が適用されます。第 56 条これは改正前の 56 条 1 項を改正後、56 条第 1 項第 2 項に規定の整備をしたものでございます。

次に 7 ページをご覧ください。附則として、この条例は平成 26 年 8 月 1 日より施行します。この条例の施行の日から起算して 14 日を経過する日までに終了する催しについては、従前の例によるとされてます。

以上、八雲町火災予防条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） すいません。杞憂なんですけども、あの時の事故はその、エンジンの取り扱いの仕方が非常に非常識だった部分があったというふうに僕は思っているんですけども。それでですね、お伺いいたします。

まず18条の液体燃料を使用する器具っていうところの項目で、消火器の準備をした上でというふうに追加されてるんですが、液体燃料が降りかかった場合の、人体に降りかかった場合の消火に用いる消火器というのは、効果を期待するなら限定されるんじゃないのかなと思うんですよ。

間違ったら指摘してください。それならそういった旨の消火器でないとそういう明記の仕方がいいと思います。使っても効果がない消火器だったものを用意してたんでは駄目なんじゃないかなと思う点が一点。それとのお祭りの規模の話ができました。

しかし、あの事件のように取り扱いを間違った非常識な取り扱いをして火災が発生するようなことを想定した時には、お祭りの規模ってのはそう関係ないのかなと思います。

で、そういった防火担当者を定めてって云々と書いてますけども、そもそもそういった取り扱いの仕方が間違っような事件事故の場合に、この条例を整備するだけでいいのか。その辺が消防の方のお考えをお聞きしたいと思います。

○消防長（大泉達雄君） 議長、消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（大泉達雄君） はい、ただいまのご質問ですが、最初に消火器の件なんですけども、通常使われている消火器はABC、A普通火災、B・Cとあるんですが、それはほとんどが粉末消火器でございます。それを設置していただければどの火災にも対応できるという消火器が通常の出回っている消火器でございます。

ですから今回義務付けはこのABC消火器に限るというふうに。業務用ですから、家庭用の場合は一切これ認められません。

次に祭りの規模の件ですが、今回の改正で指定催し、先ほど説明しましたとおり人口的にも露店が100店舗。これはあくまでも国で示した基準であって、今回の条例を当町の条例改正で、議員が今おっしゃいました規模は関係ないんじゃないかっていうご質問ですので、18条でこれ催し物、お祭り等当町でもこの条例で設置を義務付けております。

ただですね、あの学校とか町内会で催し物とか露店自分たちで出した場合にはこの条例には対象外として扱う予定でございます。あくまでも面識者以外に多数の方が来場するという規模のものを想定しております。

例えば八雲でいけば八雲祭り、落部つつじ祭り、それからあわびフェスティバル、花火大会、山車行列等が出される露店に関しては、この条例を規程するという考えでおります。

防火計画ですが、これはあくまでも大規模だけを今回の条例で規定しておりますので、小規模というか、当町の場合ですね先ほど示したお祭り等は該当しないと思いますので、そこまでの規定は考えてございません。以上でございます。よろしく申し上げます。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） はい、三澤君。

○5番（三澤公雄君） 僕もちゃんと言葉が足りなかったのかなと思うんですけど。

非常識な使い方ですよ。確かエンジン回したまま給油したんだと思ってるんですけどもあの事件は。そしてあわててそれを振り回したっていうことで。周りにいた歩行者に燃料がかかって大変なことになったと記憶してるんですけども。そういった事件・事故に関して防火担当者を定めてですね、その祭り主催者側の方に注意喚起促せばいいのかなという程度の解釈にしか思えないんです、この条例ってのが。だからそういった使い方が間違っただけの人が出たからの事件ですけども、今後そういったものが再び起きないようにするために、八雲消防署としてどのようなことを考えていらっしゃるのかということなんですけど。

○消防長（大泉達雄君） 議長、消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（大泉達雄君） はい、わかりました。

八雲町消防本部としては催し物に際して主催者側に説明をこれからも行きたいと思っております。

それは消火器の設置をまあ催した主催者が露店から集めて届け出をするようになるんですが、その際に当方で出向いてですね、火災予防についての説明はきちっとしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（山形広己君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（山形広己君） 議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

この度の規約変更につきましては、総合事務組合への新規加入及び解散や統合に伴い、脱退する団体があったことから規約の変更を行おうとするものであります。

変更となりますのは、議案書に記載しておりますがその内容は道央廃棄物処理組合が設置されたことによる新規加入。上川中部消防組合と伊達・壮瞥学校給食組合が解散したため脱退。上川中部消防組合の解散に伴い、鷹栖町と上川町の消防団が単独の組織となったためそれぞれ加入。赤平市が滝川地区広域消防事務組合の構成団体に統合となるため脱退。そういった内容での規約改正・規約変更となっております。

附則として総務大臣の許可の日から施行するというものでございます。

以上、簡単ではありますが議案の説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第5号平成26年度八雲町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求め求めます。

○財務課長（梶原雄次君） 議長、財務部長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（梶原雄次君） それでは議案第5号平成26年度八雲町一般会計補正予算（第4号）について提案説明いたします。議案書は9ページであります。

この度の補正は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出の補正は歳入歳出それぞれに1億4,673万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を114億5,697万7,000円にしようとするものであります。

それでは事項別明細書により、歳出から説明いたします。議案書の16ページになります。

2款総務費、1項総務管理費、2目企画調査費、19節負担金補助及び交付金96万円の追加は、八雲町花の首飾りまちづくり協議会補助金であります。1960年代の名曲である花の首飾りの作者は八雲町出身者であることから、以前より関係者から花の首飾りを活用したまちづくりに協力したい旨の申入れがあり、町としても新たな魅力の創出のため、花の首飾りを活用したまちづくりを推進し支援しようとするものであります。

この協議会では、花の首飾りに関連したまちおこし施策を実践することとしており、このたびは作曲家や東京都交響楽団を代表するメンバー等による八雲公演を開催したまちづくりを推進することとしております。

次に12目地域振興対策費2,617万3,000円は、ふるさと応援寄附金奨励事業の追加であります。ふるさと応援寄附金は今年度より町外の方が1件1万円以上寄附された方に5,000円相当の特産品を贈呈することとし、年間100件分を想定したところでありますが、5月15日現在、153件の申し出があったところであります。

また、現状は銀行へ出向き振込手続きをすることから、入金手続の簡素化を図るため、申し出から入金までを対応する電子決済が有効であり、事務の簡略化をするためにも電子決済の導入が有効であります。

これらのことから8節報償費700万円は、ふるさと応援寄附者報償費は年間総数を1,500件と見込み、当初計上分の100件を除く1,400件分であり、11節需用費30万7,000円は寄附された方に対する礼状等に対する経費を。12節役務費339万3,000円は、運搬料及び口座振替手数料の他、電子決済導入に係る経費を。25節積立金1,547万3,000円は、ふるさと応援寄附金積立金で町内の方から2件の47万3,000円の他、ふるさと応援寄附金奨励事業で1,500件を見込んでの計上であります。

次に3款民生費、1項社会福祉費、8目臨時福祉給付金給付事業6,859万4,000円の追加は、消費税率の引き上げに際し低所得者の方には与える負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として、国が実施する臨時福祉給付金給付事業費であります。給付対象者は市町村住民税が扶養義務者等を含め課税されていない方で、給付額は給付対象者1人につき1万円で、老齢基礎年金等を受給されてる方は5,000円が加算されます。3節職員手当等から13節委託料までは、給付事務に係る事務費を各節に計上で、19節負担金補助及び交付金6,095万円は、臨時福祉給付金対象者を4,460人。老齢福祉年金等の対象者3,270人を見込んでの計上であります。なお給付事業は8月より通知し、8月から11月上旬を受付として9月より随時支払する予定であります。

議案書18ページであります。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費754万4,000円の追加は、議案第1号で説明しました乳幼児医療費助成事業で、小学校入学前の未就学児童に対する医療費については、これまで年齢区分や町民税の課税状況により一部負担をお願いしてきたところでありますが、子育て環境の改善を図るため道補助金分を除き、全額を町が負担し無料化しようとするものであり、12節役務費20万5,000円、13節委託料139万6,000円は無料化に係る事務費の計上であり、20節扶助費594万4,000円は無料化による乳幼児等医療費増額分の計上であります。なお、事務手続や医療機関等への周知等を考慮

し、平成 26 年 10 月診療分より実施しようとするものであります。

9 目子育て世帯臨時特例給付金事業 1,917 万 2,000 円の追加は、消費税率の引き上げに際し、子育て支援世帯への家計負担を緩和するための暫定的・臨時的な措置として、国が実施する子育て世帯臨時特例給付金事業費であります。給付対象者は公務員を含み、平成 26 年 1 月分の児童手当特例給付を受給し、平成 25 年分の所得が児童手当の所得制限額未満の方で、対象児童は平成 26 年 1 月分の児童手当特例給付の対象児童で、給付額は対象児童 1 人につき 1 万円で臨時福祉給付金との重複受給はできません。3 節職員手当等から 13 節委託料までは、給付事務に係る事務費を各節に計上で、19 節負担金補助及び交付金 1,530 万円は、子育て臨時特例給付金対象者 1,530 人を見込んでの計上であります。

次に 5 款 1 項労働費、3 目緊急雇用創出事業費 1,500 万円の追加は、国の平成 25 年度第 1 次補正予算により、従来の緊急雇用創出事業に新たに創出された地域人づくり事業に第 1 次募集の 2 回目の採択によるもので、農産業受委託支援事業業務委託料 1,200 万円は農業に興味のある方、未就職者や新規就農を希望するもの等を 4 名雇用し、農業振興に精通した農作業オペレーターの人材育成を図るため、株式会社あぐりサポートへ委託し実施するものであります。

次に地元食材商品化・販売事業業務委託料 300 万円は、女性失業者等を 1 名雇用し、一次産業に精通した調理加工員を養成するため、アジサイ工房へ委託し実施するものであります。

次に議案書 20 ページであります。6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費 65 万 4,000 円の追加は、人・農地問題解決加速化支援事業にかかる事務費の計上で、強い農業構造を実現するには、地域農業を担う形態や生産基盤となる農地を将来においても確保する計画が必要であり、中心となる形態や効率的な農地集積及び規模拡大等に関する取り組みに対し、具体的な計画を作成する必要があるため、3 節職員手当等から 14 節使用料及び賃借料まで人・農地プランの作成に必要な経費の計上であります。

6 目農地費 459 万 1,000 円は追加であります。当初におきまして大新・熱田地区における営農農業用水施設等の資源保全管理活動や農村景観環境保全活動の取り組みを支援するため、環境保全向上活動支援事業として 92 万 3,000 円を計上しておりましたが、この事業は今年度から国が新たに創設した日本型直接支払い制度で、農業の多面的機能の維持・発揮を図るため地域の共同活動に係る支援を行う、多面的機能支払交付金事業に移行となりました。

このことから当初計上の環境保全向上活動支援事業 92 万 3,000 円全額を減額し、新たに多面的機能支払交付金事業 554 万 1,000 円を 9 節旅費から 19 節負担金補助及び交付金に必要な経費を計上するものであります。事業実施主体は北海道が設置する協議会で町内の対象地区は大新・熱田に加え、野田生・東野・入沢及び折戸で平成 26 年度の事業費は 2,057 万 2,000 円で地元負担金は事業費の 25%であります。

次に 7 款 1 項商工費、3 目観光開発費 76 万円は観光パンフレットの増刷による追加で、本年 7 月より北海道立近代美術館で開催される徳川美術展は 8 万人の来場が想定され、ま

た会場には八雲町の食材をしたフェアも計画中であり、八雲町をPRするため、来場予定者に「八雲町観光パンフレット」及び「エイトビート八雲」を配付するため増刷するものであります。

8款土木費、4項都市計画費、2目公園費99万5,000円の追加は、パノラマパークパークゴルフ場の維持補修費の計上で、一部排水の不良がありプレーに支障があり、暗渠を設置し改修しようとするものであり、7節賃金から16節原材料費を各節に計上するものであります。

次に議案書22ページであります。10款教育費、4項社会教育費、5目郷土資料館費、11節需用費73万5,000円の追加は商工費と同様で、本年7月より北海道立近代美術館で開催される徳川美術館は8万人の来場者が予想されることから、八雲町をPRするため来場予定者に木彫り熊資料館リーフレットを配付するため、増刷するものであります。

15款工事請負費155万6,000円の追加は、木彫り熊資料館内部改修工事請負費で木彫り熊講座は現在は和室で開催しており、木彫り熊制作には適さないことから、床のフローリング化や押し入れ・床の間等を撤去・改修しようとするものであります。

以上で補正する歳出の合計は1億4,673万5,000円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書14ページであります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金8,776万6,000円の追加は、2目臨時福祉給付金6,859万4,000円及び3目子育て世帯臨時特例給付金1,917万2,000円は、歳出で説明しました臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に係る事務費及び給付金で歳出と同額であります。

15款道支出金、2項道補助金、4目労働費道補助金1,500万円は、歳出で説明しました農作業受委託支援事業業務及び地元食材商品化販売事業業務に係る緊急雇用創出事業補助金で歳出と同額であります。

17款1項給付金、2目ふるさと応援寄付金1,547万3,000円の追加は歳出に対応したふるさと応援寄付金であります。歳出で説明しましたふるさと応援寄付金であります。

18款繰入金、1項基金繰入金、2目ふるさと応援寄付金30万円は、歳出で説明しました八雲町花の首飾りまちづくり協議会に対し、有効に活用させていただくものであります。

19款1項1目繰越金2,743万4,000円は歳出に対応した前年度繰越金であります。補正する歳入の合計は、歳出と同額の1,473万5,000円の追加であります。

以上で議案第5号、平成26年度八雲町一般会計補正予算(第4号)の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○8番(赤井睦美君) 議長。

○議長(能登谷正人君) はい、赤井さん。

○8番(赤井睦美君) 2点お聞きします。

八雲町花の首飾りまちづくり協議会補助金96万円というのは公演料に対する補助金なのか、それとも協議会に対する団体への補助金で単年度なのか、今後も団体補助金ですか

継続するののかという、そこが1点と。

緊急雇用創出事業なんですけども。多分これ私が見たときは国から補助を出して1年間こう採用をしたら、できればその企業でずっと継続して使ってほしいという趣旨のものであったと思うんですけども。今まで何回か行われていたと思うんですけども、ちゃんと定着してそこで働いてる方がどれくらいいるのかということと、同じ企業とか団体が何年ももらうってことは出来ないと思うんですけど、同じ人がこう団体・企業を変えてもらうということは可能なんでしょうか。よろしくをお願いします。

○企画振興課長（萬屋俊美君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（萬屋俊美君） まず花の首飾りまちづくり推進協議会の96万の補助金の関係でございますけれども、この経費につきましては今回9月に開催を予定しております東京メトロポリタンブラスクインテッドのコンサートといいますか、公演を開催するための経費なんですけれども。主にですね、当日の入場料が無料というふうなことで考えておりますけれども、ポスター・チラシ等のPR用の印刷代、それと来られますスタッフ、演奏される方、それからすぎやまこういち氏、瞳みのる氏のスタッフ10人程度を予定しておりますして、それらの宿泊経費2泊分を計上する他、昼食・夕食等のもので、そういった経費として96万円を計上しているものでございます。

主催を八雲町とこの協議会で共催をするということで考えておりまして、今後も花の首飾りを活用したまちづくりを進めていく中では、基本的にはこの協議会を中心に進めていくというふうに考えてますので、今後展開されるまちづくりに関する経費につきましては、協議会を通して補助金という形で実施できればなというふうには現在のところ考えてるところでございます。以上でございます。

団体の運営の経費そのものは入ってございません。事業を実施するための経費ということで計上しておりますので、今後いろんなまちづくりを実施していくときに必要となれば、その経費を補助していきたいというふうに考えてございます。

○商工観光労政課長（岡島建夫君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（岡島建夫君） 緊急雇用創出事業でございますけれども、この制度自体は平成24年度から行われてございます。

なかなか継続されて雇用をしてるかどうかというのは追跡調査がなかなかできないというか、実態把握が難しいということもございますけれども、平成25年で申し上げますと14名の新規雇用者のうち、3名が同じ会社というか、関係機関含めて3名が継続されていることになってございます。

それから同じ制度で同じ人がですね、この事業で再雇用できるかというお話だったと思いますけれども。基本的にその人が失業したということで失業中であれば、また新たにこの制度で公募した場合、採用することは可能でございます。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） はい、赤井さん。

○8番（赤井睦美君） まちづくり協議会の今年度のチラシ印刷だとかスタッフのっていうのは分かったんですけども。その、まちづくりに関して今後団体がやっていく場合には考えたいというお話だったんですけど、3月の予算委員会のときに黒島議員が山越の生涯学習3万円しかない、もっとほしいと言った時に財政が厳しくて出せませんって。私それも地域によるまちづくりだと思うんですね。だけどここには今後継続したい、考えていきたいってなった場合にここだけではなくて、やっぱりもっと全体に考えて今後のことですけども。

今回の補助金だけじゃなくて、これからはそうやってまちづくりに対して予算つけますよっていう時には、トータルして社会教育の方も含めて考えていただきたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。答弁必要ですか。他にございませんか。
（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第7 報告第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 報告第1号平成25年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（梶原雄次君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（梶原雄次君） それでは報告第1号平成25年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について提案説明いたします。

議案書の25ページであります。繰越明許費に係る歳出予算の繰り越しについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議案書26ページであります。繰り越しをする事業は2款総務費、1目総務管理費のテレビ共同受信施設整備助成事業から11款災害復旧費、2目農林水産施設災害復旧費の林業用施設災害復旧事業までの12事業で、平成25年度国の補正予算等による事業であり、翌年度繰越額は6億3,116万3,000円で財源内訳は記載のとおりであります。

以上で報告第1号、平成25年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越につい

での説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。
質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。
これをもって本件については報告済みといたします。

◎日程第8 報告第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第8 報告第2号平成25年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰り越しについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議長、総合病院管理課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院管理課長。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議案書27ページでございます。

本件は地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、平成25年度八雲町病院事業会計予算の繰り越しについて議会に報告するものであります。内容につきましては次ページ別紙継続費繰越計算書により御説明をいたします。

事業名は総合病院本館棟改築事業で継続費の総額は42億9,800万円で、平成25年度予算額7,340万円のうち、支払い義務発生額は823万9,000円で差引残額6,516万1,000円を平成26年度に繰り越ししたものでございます。繰越額に係る財源内訳は記載のとおりでございます。

以上で報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりました。質疑があれば許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。
これをもって本件については報告済みといたします。

◎日程第9 議案第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第9 議案第6号工事請負契約の締結についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（河田實君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（河田實君） 追加議案であります。議案第6号の工事請負契約の締結についてご説明いたします。追加概要説明書をご覧ください。

本件は、熊石パークゴルフ場造成工事について6月3日に公募をいただいた7業者で入札を執行し、落札した業者と請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及

び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第6号のとおり工事の種類、熊石パークゴルフ場造成工事。契約の方法、地域限定型一般競争入札。契約金額、6,654万3,120円。契約の相手方、二海郡八雲町落部640番地2、株式会社吉川建設。代表取締役、吉川則子でございます。工事代金の支払い方法は契約の定めるところでございます。契約の締結の時期、平成の26年6月中これは第2回定例会において議決をいただいた後となります。工期につきましては契約日より平成26年11月20日までとしております。以上で議案第6号の工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） はい、三澤君。

○5番（三澤公雄君） 造成工事というのはどこまでの範囲なんでしょうか。

あの、まだどんなゴルフ場を作ろうかという話が全く議論になってないんで、造成というのはどこまでの工事なんですかね。

○建設課長（河田實君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（河田實君） パークゴルフ場の18ホールの作る造成工事でございます。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） はい、三澤君。

○5番（三澤公雄君） 僕は何回もこのことを聞いてるんですけども、喋っているんですけども、こういうゴルフ場を作ろうとか、言う時にはやっぱりもっともっと議論していくものだと思うんですけどね。

今18ホールを作るっていうんですけども、例えばこういう登りの面白いのつくろうとか、ここにバンカーがどうだとか、もっと楽しめるにはどうした方がいいだろうとか、そういうのって話し合わないで工事やっちゃったら、結局どんなものを作るのかっていうことに一切、議会議員も意見言う機会もないですっていうことになるんですか。

契約をやっちゃった後でそういう意見を聞きますよってことなんですか。

○建設課長（河田實君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（河田實君） これはですね、作る前にパークゴルフ協会ってあるんですね。その中で18ホール距離とかありまして、その中で今言ったとおりどういう形にするか、大きさにするかってことを協議しまして、距離等を決めてそれで進んできたちゅう経過があります。これに則って今発注してその方向で作りたいと思っています。以上です。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） はい、三澤君。

○5番（三澤公雄君）　ということはもうどういうゴルフ場にするかってことは、もう決まってるってということですね。

レイアウト、どういったこの性格のものっていうか、楽しみ方というか、そういうことももう決まってるってということですか。

○産業課長（井口啓吉君）　議長、産業課長。

○議長（能登谷正人君）　産業課長。

○産業課長（井口啓吉君）　パークゴルフのこれからの計画ということだと思っておりますけれども。

あの整備についてはもう既に発注済みということでございます。当初ですね、パークゴルフの計画についてはですね、愛好会含めてですね、いろいろな方に相談しながら進めるようになったってゆうか打ち合わせをしながら来ております。今後発注の中でですね、してきたわけですから、今後ですね、愛好会を含めてですね、どういうものを作ってくかっていうことも含めですね、意見を求めていいものを作っていくたいという考えではおります。

○議長（能登谷正人君）　他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君）　質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君）　討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君）　ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩　午前10時55分

開議　午前11時09分

○議長（能登谷正人君）　休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 発議第1号

○議長（能登谷正人君）　日程第10 発議第1号航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○14番（黒島竹満君）　議長。

○議長（能登谷正人君） はい、黒島君。

○14番（黒島竹満君） 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に係る決議提出における口述。

ただいま、議題に供されました発議第1号航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議について、提出者を代表し、提案理由を説明いたします。

昭和52年、航空自衛隊八雲分屯基地の開庁以来37年にわたり、国の平和と安全を保つための防空任務のみならず、その組織力、装備等を生かした災害派遣や各種の部外協力など、町民の生命と財産を守る様々な活動を行ってきていることは、各位十分ご承知のことと思います。

現在、基地には第6高射群第20高射隊と第23高射隊が駐屯し、隊員約2百名とその家族が八雲町のまちづくりに大きく関わっております。

町内会活動、スポーツ行事、各種のイベント行事など、私たちが日ごろ参加している活動には、隊員との関わりも多く、その支援と協力により進められていることも議員各位ご承知のことと思います。

基地が存置することによる周辺整備事業は、平成25年度までで総事業費64億7,106万4千円、補助金42億374万8千円となっております。

防衛施設の設置や運用の結果として、周辺住民の生活や事業活動に与える障がいを緩和し、生活環境施設や事業経営の安定に寄与する当該補助金は、基地に対する周辺住民の十分な理解と協力を得、当町の基盤整備や財政面に大きく寄与されてきたところであります。

国、地方とも逼迫した財政事情の中で、限りある財源の有効活用が求められ、基地周辺対策に係る各種助成金についても、大変厳しい状況ではありますが、その用途の多様化と拡大に期待しつつ、今後の八雲町のまちづくりのため、少しでも有利な補助事業の活用などのために、情報の収集や要望活動に努めなければなりません。

また、隊員と地域住民とがより親近感を強めるため、休日などには訓練に支障のない範囲で、地域住民のスポーツやレクリエーションの場として、今後も基地が開放されることを望むものであります。

このようなことから、町ともども議会としても積極的にこれらの諸活動を展開するため、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議案を提出した次第であります。

なお、特別委員会の構成委員の数は、7名といたしたく存じます。

議員各位のご賛同をお願いし、簡単ではありますが提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） はい、佐藤さん。失礼しました。討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） はい、佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 私は、発議第1号に反対であります。

理由は2つです。1つ目、八雲分屯基地は飛来する敵の航空戦力を長射程の地对空ミサイルにより迎撃することが任務の北部航空方面隊第6高射群にするペトリオット部隊であり、第20高射隊と第23高射隊とがあるわけですが、合併して津軽市となった旧車力村の高射隊とともに三沢基地の本部下に置かれ、津軽海峡を防衛する任務に位置づけられています。安倍政権により解釈改憲によって、集団的自衛権の行使が容認されようとする中で、八雲町の自衛隊員が海外で殺し殺される戦争に巻き込まれることを危惧しております。そうしたことに異議申し立てをしない特別委員会は不要と考えます。

2つ目は基地がある町として基地交付金や基地周辺整備事業などが町政運営に活かされることは当然ですが、陳情団的な趣の強い特別委員会であることを考えると、他の補助事業を強化するためにも特別委員会をつくっていかねばならないという発想に繋がりますので、特別委員会を設けることには異議を申し立て、反対討論といたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

○10番（大久保建一君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○10番（大久保建一君） 本案に賛成する立場で討論いたします。

本特別委員会の必要性については提出者代表からの提案説明のとおりであります。

我が国の国防に関する議論は別にして、八雲町に分屯基地があるという現実を踏まえ、これまで周辺地域との調和を図りながら基地と共存共栄するまちづくりを進めてきたものと承知しております。八雲町に分屯基地には隊員約200名が配属され、その家族を含めると数多くの自衛隊関係者が八雲町に居住しております。

また、基地隊員の町民との関係については非常に良好な関係にあり、全国的にも高く評価をされているところであります。このことから基地が共存することにより、八雲町に及ぼす経済効果及び財政面での効果はまことに大きなものがあると考えます。

とともに、近隣町と比較いたしましても圧倒的に有利な点があるものと考えます。八雲分屯基地は創立以来地域住民と一体となり、スポーツ大会各種イベント等への参加協力をはじめ、災害発生時における隊員の派遣、基地の開放など八雲町の振興発展に大きく貢献されていることは議員各位において、御承知のことと存じます。国が打ち出す経済対策の効果も、地方におきましてはまだまだ感じる事ができず、八雲町としては行財政改革に引き続き、先行き不透明な将来を見据え、さらなる事務事業見直しに活路を求めるなど非

常に厳しい財政運営を余儀なくされております。

今後より一層、町の発展を目指すためにも基地周辺整備事業を推進することによる効果を考えれば議会としても行政と一体となり積極的に諸活動を展開すべきと考えております。よって本特別委員会をぜひ設置されますよう議員各位の御賛同を賜りたくお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会の委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員として黒島竹満君、岡島敬君、岡田修明君、安藤辰行君、田中裕君、掛村和男、斎藤實君、以上7名の諸君を指名したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会の委員は、ただいま指名いたしました7名の諸君を選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。本特別委員会の調査は閉会中の継続調査として調査が終了するまで付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会は休憩中に委員会を開催して正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を得るよう委員会条例第9条第1項の規定により、ここに招集いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

開議 午前11時38分

○議長（能登谷正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告いたします。休憩中に特別委員会が開催され、委員長と副委員長の互選が行われました。委員長に黒島竹満君、副委員長に岡田修明君を互選した旨、報告がありましたので、ご報告いたします。

◎日程第11 発議第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第11 発議第2号平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） 発議第2号、平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について提出者を代表し提案説明を行います。

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセーフティーネットの一つとして最も重要なものである。よって北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成26年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1、平成26年度の北海道最低賃金の改正に当たっては、雇用戦略対話合意に基づき早期に800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円に到達することができる審議会運営を図るとともに、昨年、北海道地方最低賃金審議会が出した生活保護費とのかい離を平成26年度で解消するという審議会答申を十分尊重すること。また景気回復と物価上昇局面にある中、経済成長と所得向上を同時に進め、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、適切な水準を確保するよう最低賃金の底上げを図ること。

2、北海道内で最低賃金以下の労働者をなくすために道内事業所に対する指導監督を強化し最低賃金制度の履行確保をはかること。

3、最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする対策を行うよう国に対し要請すること。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議ありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（能登谷正人君） はい、起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第12 発議第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率拡充に向けた意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 発議第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率拡充に向けた意見書について提出者を代表して説明させていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要な不可欠であることから制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を3分の1から2分の1へ復元するなどの制度改革は極めて重要でありますので、以下のとおり記載されている5項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう要望いたしますので、議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議ありますので本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第13 発議第4号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○12 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） はい、千葉君。

○12 番（千葉 隆君） 発議第 4 号地方財政の充実・強化を求める意見書について、提出者を代表し提案説明を行います。

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため 2014 年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源の総額の拡大に向けて、政府にお手元配付の記載 8 項目の対策について求めるものでございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第 14 発議第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 14 発議第 5 号「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○8 番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8 番（赤井睦美君） 発議第 5 号「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について、提出者を代表して説明させていただきます。

「新たな高校教育に関する指針」に基づく配置計画が進めば、北海道の高校の約 43%がなくなることになります。広大な北海道の実情にそぐわない、新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、地域内の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した。新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要で

ありますので、記載の4項目について要望いたします。

議員皆様の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第15 発議第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第15 発議第6号集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに慎重審議を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） 発議第6号、集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに慎重審議を求める意見書について、提出者を代表し提案説明をいたします。

集団的自衛権について、歴代政府は、「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行って、我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものである。」との憲法解釈を継承してきた。国の安全保障政策は、立憲主義を尊重し、憲法前文と第9条に基づいて策定されなければならない。憲法前文や第9条によって禁じられている集団的自衛権の行使を、時々政府や国会の判断で解釈を変更することについては、慎重な審議をしなければならない。

よって、国においては、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更にあたっては、国民の理解が得られるよう、慎重な審議を求めるものでございます。

議員各位のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) はい。起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第7号

○議長(能登谷正人君) 日程第16 発議第7号地域包括ケアシステム構築のため地域の
実情に応じた支援を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11番(宮本雅晴君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 宮本君。

○11番(宮本雅晴君) 発議第7号地域包括ケアシステム構築のため地域の
実情に応じた支援を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を
いたします。

社会保障・税の一体改革の円滑な進行のために、本年4月から引き上げられた消費
税財源を的確に活用しながら、全国の自治体のそれぞれの実情に応じて国の積
極的な支援を図るよう下記のとおり要望します。

記1、医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため、国家戦略として抜本的な
対策を講じること。特に介護人材については2025年に向けて、さらに100万人
のマンパワーが必要とされており、時期介護報酬改定に向けた確な対応を行
うこと。また、外国人材の活用などが論議されているが、現在の介護人材の
社会的評価に与える影響を十分考慮し、慎重な議論を行うこと。

2、今回の診療報酬改定について在宅訪問診療にかかわる改定が行われたが、
市区町村の現場において集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けるこ
とも想定されるため、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行
うこと。

3、地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用など、広域行政上
の取り組み事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること。

4、社会保障・税一体改革の趣旨に添い、平成26年度に引き続き、消費税を財
源とする財政支援制度を拡充すること。また、本年度の基金については趣旨に
添い、適切な配分に留意すること。

5、特養待機者が52万人という数字が発表されたが、特養入居者の重点化に
伴い、自立

した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員各位の皆様におかれましてはご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。失礼しました。

討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） はい、佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 発議第7号に反対いたします。

地域包括ケア構想には二面性があります。今政府が実現させようとしている地域包括ケアは高齢者、国民の「住みなれた地域で最後まで」の願いを逆にとり、自助や互助の考えを基本に医療や介護給付費を、できるだけ削り込むことが可能な脱施設・在宅偏重型のシステムとして設定されています。医療・介護総合法案の審議を通じて、医療介護の今までの仕組みを根本から突き崩し、国民の安心を奪う法案であることが明らかになりつつあり、住民と身近に接して医療・介護を担う地方自治体からは異議申し立てが起きています。地方公聴会でも介護サービスが低下しかねない、受け皿が不足しています。などの声が出ているといえます。

地域包括ケアは社会保障・税の一体改革が打ち出した2025年の医療・介護の将来像の柱として位置づけられ、国にとって安上がりで効率的な医療・介護提供体制に再編していく構想であり、地域包括ケアはその受け皿として位置づけられているものであります。

したがって、それらを前提としたこの意見書案には反対であることを表明し、討論いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の言を許します。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） はい、千葉君。

○12番（千葉 隆君） 原案に賛成する立場で賛成討論をさせていただきます。

今既に包括ケアシステムは地方自治体に導入されており、当八雲町においても包括係が存在するわけでございます。そういう状況の中で今国会における地域における、医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律案が提出をされており、反対討論で指摘がされている課題があります。

だからこそ、この意見書を提出しながらですね、その法律案の地方に対する財政的な支援を含めて措置を講ずる意見書になっているわけでございます。とりわけ要支援の方々につきましては、市町村に財政措置、あるいはサービス全体を含めて、押し付けをされているような状況も危惧をされますし、特養の要介護度3以上の限定的な問題、あるいは高所得者の負担増という問題も隠されております。

そういったこともいろいろあるわけですからそういった関係について、このような状況をですね、消費税財源をもとにして、社会保障・税一体改革の名のもとに今、推し進められようとする改正につきまして、5項目についての要望をするものでございますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ちょっとご相談あります。お昼になりますけれども、続けますか、それともあともうちょっと、大分あるな。お昼にしますね。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時03分

開議 午後 1時00分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を始めます。

◎日程第17 発議第8号

○議長（能登谷正人君） 日程第17 発議第8号特定秘密保護法の廃止を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 発議第8号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

特定秘密保護法は何を秘密とするかは時の政府の判断で決定することが可能であるため、恣意的に秘密指定が行われる危険性があります。北海道大学の学生が軍事情報を漏らした

として逮捕、投獄された宮沢・レーン事件のようなことも起こり得ます。不当だとして訴えても、秘密を盾に満足な裁判も受けられなくなる恐れがあります。

また、秘密の指定範囲を際限なく広げることも可能となります。自由にものが言えなくなる状況は日本国憲法第 21 条の「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」という規定に反します。

よって政府には、国民の権利を侵害する機密保護法をただちに廃止するよう求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願い致します。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎日程第 18 発議第 9 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 18 発議第 9 号「消費税 10%」実施の中止を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2 番（横田喜世志君） 発議第 9 号、「消費税 10%」実施の中止を求める意見書について、提案者を代表して提案説明を行います。

物価や原材料費の高騰が、暮らしと営業を圧迫するもとの、4 月以降、消費税 8% に対応できないと、道内 4 つの町でスーパーが閉店するなど、地域経済に深刻な影響が広がっています。多くの中小企業は現時点でも「原材料高、燃料高騰を販売価格に転嫁できない」と訴えており、身銭を切って納税する苦境に追い込まれ、倒産、廃業の危機にさらされています。

消費税増税は、「社会保障のため」と言いながら、増税分の 1 割しか社会保障には回らず、

社会保障そのものは給付制限と負担増大の連続であります。

以上のことから、政府には、さらなる消費税増税は行わないことを求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎日程第 19 発議第 10 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 19 発議第 10 号教育委員会制度「改革」の中止を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 発議第 10 号、教育委員会制度「改革」の中止を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

現行の教育委員会制度では、教育委員会は教育長を任命し問題を感じたら罷免することもでき、教育長が教育委員会の意志に沿って仕事をしているかどうか、教育長を指揮監督する権限も持っています。ところが、今回の法案では「新教育長」というポストを設け、事務局のトップである教育長と教育委員長とを一つにし、教育委員長という役職はなくなります。

これによって教育委員会と教育長との力関係は制度上、入れ替わり、権限も失います。新教育長は、教育委員会を主宰し代表するという教育委員長の役割をあわせもつ、名実ともに教育委員会のワントップとなります。

「大綱」で教育方針をしばった上で、新教育長を通じて教育委員会も風下におくとなれば、教育委員会の独立性は大きく損なわれ、国と首長が教育内容を介入、支配する道を開

くこととなります。

よって政府には、戦前の国策教育によって子どもたちを戦場に送り込んだ痛恨の教訓に鑑み、国や首長が教育を支配することになる教育委員会制度の改革は中止するよう強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願い致します。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって本案は否決されました。

◎日程第 20 発議第 11 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 20 発議第 11 号労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改正に反対する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 発議第 11 号、労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改正に反対する意見書について提出者を代表して提案説明をいたします。

総務省の就業構造基本調査 2012 年度によれば、北海道の非正規雇用は約 95 万 6,800 人で 10 年前と比べて 15 万 5,000 人も増加しています。この 5 年で 4.6%増しと異常な伸びになっています。

派遣法改正案は、こうした増え続ける派遣労働者の正社員になる道を閉ざし、不安定雇用のまま、「生涯ハケン」を押し付けることとなります。

よって政府においては、道内の不安定雇用をますます広げ、北海道経済を深刻化させない、労働者派遣法の改正、労働基準法の労働時間上限撤廃を行わないよう強く求めるものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎日程第 21 発議第 12 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21 発議第 12 号「手話言語法」制定を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） 発議第 12 号、「手話言語法」制定を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、手話を使うろう者にとって聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。2006 年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には手話は言語であることが明記され、批准に向けて日本政府が整備を進めた「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、障害を含む言語、その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保される」と定められました。

きこえない子どもが手話を身につけ、自由に手話ができる環境整備に向けた法整備の実現に向け、八雲町議会は、政府と国会が次の事項を講ずるよう強く求めます。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環

境整備を目的とした「手話言語法」を制定すること。

以上のとおり意見書を提出いたしますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第 22 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第 22 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所管事務のうち会議規則第 73 条の規定により特定調査事項について閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。申出書はお手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

よって平成 26 年第 2 回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 1 時 16 分]